

第1章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）12月10日、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言^{*}」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約^{*}」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）^{*}」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）^{*}」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）^{*}」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

1994年（平成6年）に人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官^{*}が設置され、2006年（平成18年）には、国連における「人権の主流化」（あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方）の流れのなかで、新たに国連人権理事会^{*}が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1994年（平成6年）の国連総会で決議された「人権教育のための国連10年^{*}」（1995年（平成7年）から2004年（平成16年）まで）の取組により、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取組が推進されてきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

国連では、2006年（平成18年）に、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）^{*}」が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画^{*}」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画（2005年（平成17年）～2009年（平成21年））、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画（2010年（平成22年）～2014年（平成26年））に基づく取組が推進され、2015年（平成27年）からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第3フェーズ行動計画（2015年（平成27年）～2019年（平成31年））の取組が進められています。

2 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年^{*}」、「国際児童年^{*}」、「国際障害者年^{*}」、「国際識字年^{*}」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965年（昭和40年）の同和対策審議会の答申^{*}に基づいて、その解決に向け、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年（平成14年）3月までの33年間にわたって、特別法による対策事業が実施されてきました。

また、女性、障害のある人、外国人等のさまざまな人権問題についても、男女共同参画社会^{*}、ノーマライゼーション^{*}あるいは共生社会^{*}の実現などの理念のもとに、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、国連の自由権規約委員会^{*}をはじめとした関係機関から、同和問題や女性、外国人等さまざまな人権問題が存在すると指摘されているところです。

こうした中で、1995年（平成7年）12月に「人権教育のための国連10年」の取組を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画が策定されました。

また、1996年（平成8年）12月に、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）^{*}」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月に「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001年（平成13年）5月に「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）^{*}」が制定・施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。

その後、同法に基づき2002年（平成14年）3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）^{*}」により、さまざまな人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

近年では、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法^{*}」の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）^{*}」の制定、「いじめ防止対策推進法^{*}」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）^{*}」など、さまざまな人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

また、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災など、相次ぐ自然災害を契機に、命の尊さ、人と人との絆の大切さが再認識されるとともに、ボランティア活動などのかたちでお互いを助け合う意識の発露が見られます。

今後も、こうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

3 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況

京都府では、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、1999年（平成11年）3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画^{*}」を、2005年（平成17年）1月には、人権教育・啓発推進法に基づき「新京都府人権教育・啓発推進計画^{*}」を策定し、知事を本部長とする推進本部のもと、関係部局が緊密な連携を図りながら、さまざまな施策に積極的に取り組んできました。

「新京都府人権教育・啓発推進計画」策定後は、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、2005年（平成17年）5月に設置した外部の有識者で構成する「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」において評価を得ること等により、施策の点検と計画のフォローアップを行っています。

こうした取組により、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されるようになり、特に、教職員・社会教育関係職員、公務員等の「人権に特に関係する職業従事者」に対する研修等を計画的に実施してきました。

また、府内の全市町村においても計画や指針が策定され、人権教育・啓発が施策体系の中にしっかりと位置付けられるようになるなど、内容、対象、実施主体の各面で広がりを見せています。

2011年（平成23年）及び2014年（平成26年）に実施した『「新京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民調査（以下「府民調査」という。）』によると、「京都府は、人権が尊重された豊かな社会になっている」と感じる人の割合が、2001年（平成13年）調査¹⁾から大きく増加しているほか、人権問題別でも、「女性」「子ども」「高齢者」など、

¹⁾ 京都府が実施した『「人権教育のための国連10年京都府行動計画」に関する調査』。

多くの項目で「人権が尊重されていると感じる人」の割合が増加するなど、府民の中に、人権教育・啓発の取組が浸透してきていることがうかがえます。

一方で、「京都府民一人ひとりの人権意識が高くなっている」と感じる人の割合が2001年（平成13年）調査からやや減少しているほか、同和地区出身者に対する差別意識や偏見が、結婚の問題を中心に依然として存在していることがうかがえます。また、「最近5年間に人権啓発に関する研修会等に参加した経験のある人」については人権意識の高さがうかがわれるものの、その割合は約15%に留まっており、今後も引き続き、工夫を凝らして積極的に人権教育・啓発に取り組むことが必要です。

こうした状況等も踏まえ、世界人権宣言採択の周年事業として、65周年に当たる2013年（平成25年）11月3日に、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局及び（公財）世界人権問題研究センター^{*}の4者による「世界人権宣言65周年京都アピール^{*}」を発表しました。

このアピールは、東日本大震災など、相次ぐ自然災害を契機にいのちの絆を大切にし、力を合わせて、一人ひとりの尊厳と人権を守るために、人と人がつながり支え合う社会を築いていくことの必要性について訴えるとともに、「いのちの尊厳を自覚し、人間が人間の幸せを自然と共に営み、新しい歴史と文化を共に生んでいく、その行動と実り」である「人権文化」を实らせ、自然と人間、そして人間のすべてが共生し、自由と平等にあふれた社会の実現をめざして前進しようと呼びかけたものであり、今後とも、その趣旨の実現に向けて、具体的な施策等を推進することが求められています。